

# 名張市職員措置請求書

名張市〇〇〇〇（職員）に関する措置請求の要旨

## 1 請求の要旨

名張市は平成18年9月26日、三重大学浦山研究室（以下「研究室」という）と「歴史的建造物改修に係る基本設計業務ならびに当該建造物を活用した管理運営モデルの開発、運営効果の測定に関する研究及び実践」の契約を結び、翌19年3月31日に研究室の報告書「歴史・交流拠点としての旧細川邸改修に向けて」（以下「報告書」という）が提出されて契約が履行された。研究の対価として名張市から三重大学に「名張まちづくり塾」事業費の名目で1,499,000円が支払われたが、これは公金の不当な支出であると思量される。以下にその理由を述べる。

1点目。細川邸の整備については、平成17年6月に発足した「名張まちなか再生委員会」（以下「委員会」という）が、名張市から委託を受けて検討を重ねてきた。委員会の18年度総会で「NPOなばり実行委員会」（以下「NPO」という）の設立が承認され、そののち開かれた委員会の役員会で細川邸に関する検討をNPOに付託することが決定されたが、この付託には合理的な理由を見出すことができない。さらにNPOの世話人会において、新たに「マネジメント委員会」を発足させて研究室とともに細川邸の具体的な改修計画を検討することが決定されたが、この決定にも合理的な必然性は認められない。また、NPOによる決定には当然のことながら名張市の意向が反映されていないため、NPOが独自の判断で研究室への研究委託を行ったとしても、名張市にその対価の支払い義務が生じないことは自明の理である。委員会からNPOへの付託の不当性とNPOによる決定の自立性に照らして、「名張まちづくり塾」事業費の支払いは公金の不当な支出であると判断される。

2点目。報告書の内容については、平成17年3月に策定された「名張まちなか再生プラン」に《細川邸を改修して歴史資料館とします》と明記されているにもかかわらず、《「名張まちなか再生プラン」において、旧細川邸を改修し、歴史・交流拠点として整備することが提案されている》とするなど事実と反する記述が散見され、研究の信頼性に疑義を抱かせる。また、細川邸の用途として報告書が提案する「イベント利用」「日常的利用」などは「歴史・交流拠点」の概念から逸脱しており、細川邸整備のための研究として妥当性を欠いているといわざるを得ない。信頼性と妥当性の双方において、この研究を公金の支出対象とすることに肯んじることができない。なお、「名張まちなか再生プラン」を策定した名張地区既成市街地再生計画策定委員会の委員長、および平成18年度の委員会副委員長に任命されたのがともに研究室の主宰者であり、その研究室がNPOから研究を委託されていたという一連の事実には、公平性の見地から納得しがたいものがあることを付記しておく。